

第5-18表 最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠規定	最低賃金法(1959年)	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会(労・使・公益で構成)方式	議会決定方式	議会決定方式、審議会方式の併用等
	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。 地域別最低賃金と特定最低賃金がある。地域別最低賃金は47都道府県別に設定。特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定(全国で232件設定、適用使用者11万人、適用労働者323万人。2015年3月31日現在)。 	連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない。州最低賃金は州法によるものと審議会が決定するものがある。また、州によって最低賃金の定めがないところもあるほか、チップを受け取る労働者の最低賃金は低額にされる。	
設定方式	<ul style="list-style-type: none"> 地域別(都道府県別) 特定(産業別)最低賃金(全国または都道府県別かつ産業別) 	全国一律	州内一律
最低賃金額	<地域別> 798円/時間 (全国加重平均、2015年10月発効、都道府県により発効日は異なる)	5.85ドル/時間 (2007年7月24日～) 6.55ドル/時間 (2008年7月24日～) 7.25ドル/時間 (2009年7月24日～)	5.15ドル/時間 (最低額ワイオミング) ～10.50ドル/時間 (最高額コロンビア特別区) (2016年1月現在)
適用対象	特に限定なし	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC(Salaire minimum interprofessionnel de croissance)	労働協約 拡張方式
根拠規定	最低賃金法(1998)	最低賃金法(MiLoG)(2015)	労働法典(1950及び1970改正)	労働法典
決定方式	審議会方式	審議会方式	審議会方式(最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う)	労働協約 拡張方式
	最低賃金額は使用者団体、労働組合、公益の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる。	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に見直しを行う(2017年以降、2年毎に改訂) 最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表(アドバイザーとして学識代表も参加)で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて決定される。 	<p>(定時改定方式)</p> <p>消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の見解を参考にして毎年7月1日付けで金額を改定。</p> <p>(物価スライド方式)</p> <p>消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定。</p>	労働協約当事者の交渉による。
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	一般(21歳以上): 6.70ポンド/時間 (2015年10月～)	8.5ユーロ/時間 (2015年1月1日～) 経過措置は3年。「業種レベルにおける代表的な協約当事者の労働協約による逸脱を認める」という例外規定を経過措置的に設け、2016年12月31日までに最低賃金基準を達成していない労働協約は、2017年1月1日以降、8.5ユーロ/時間が適用される。2018年1月1日からは最低賃金委員会が決定した法定最低賃金が全ての産業、労働者に適用される。	9.67ユーロ/時間 (2016年1月1日～) 2008年12年の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土のSaint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	<p>[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。</p> <p>(1) 精神または身体の障害により著しく労働能力が低い者 (2) 試用期間中の者 (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 (4) 軽易な業務に従事する者 (5) 断続的労働に従事する者</p>	<p>[適用除外] ・ 管理職、専門職等 ・ 小規模従業者等</p> <p>[減額措置] ・ 20歳未満の労働者(雇い始めから90日間) ・ 障害者 ・ チップを得る従業員 ・ 学生 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル(時間)。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル(但しチップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない)</p>	州により異なる。
影響率等	影響率7.3%(2014年度厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」より)('影響率'とは地域別最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと)	時間給で就業する被用者の3.0%(2008年)	—
罰則等	<p>(1) 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、50万円以下の罰金(最低賃金法) (2) 特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、30万円以下の罰金(労働基準法)</p>	故意の違反については1件当たり10,000ドル以下の罰金。違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1,100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる。
ILO条約批准状況	第26号条約(1971批准) 第131号条約(1971批准)	第26号条約、第131号条約ともに批准せず。	
労働協約拡張適用制度	あり	なし	

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト

アメリカ:連邦労働省・労働統計局各ウェブサイト

(注) 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、不払いに係わる罰金の引上げ(上限50万円)が定められた。

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約 拡張方式
適用除外 又は減額 措置の対象となる 労働者	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自営業者 ・ 徒弟労働者・学生の一部 ・ 軍人、漁師の一部等 <p>[減額措置]</p> <p>16～20歳 18～20歳： 5.30ポンド/時， 16～17歳： 3.87ポンド/時， アプレンティスシップ （養成訓練）参加者 で、19歳未満、または 19歳以上で参加から1 年未満の者は3.30ポ ンド/時</p>	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者（18歳未満）， 職業訓練実習生の一 部，長期失業者の就職 時（開始から6か月）等 	<p>[適用除外]</p> <p>労働時間を把握することが できない労働者（訪問販売 員などの一部）</p> <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満 ・ 見習訓練生，研修生等 <p>17歳：10%減， 17歳未満：20%減， （但し、6か月以上勤務で 減額措置なし） 職業訓練生，若年の各種 雇用援助措置を受けてい る者：22～75%減</p>	—
影響率等	約143万人 (2015年)	約370万人 (2014年時予想)	全被用者の11.1%（169万 人） (2015年1月)	—
罰則等	未払い分の賃金の50～ 100%（2万ポンド以下） の罰金，違反雇用主名 の公表	最高50万ユーロの罰金，公 共調達からの除外があり得 る。	労働者一人につき1,500 ユーロ以下の罰金 （再犯は3,000ユーロ以下）	労働者一 人につ き，罰金 750ユーロ 以下
ILO条約 批准状況	第26号条約，第131号条 約ともに批准せず。	第26号条約（1929批准） 第131号条約は批准せず。	第26号条約（1930批准） 第131号条約（1972批准）	
労働協約 拡張適用 制度			あり	

資料出所 イギリス: Gov.ukウェブサイト
ドイツ: 連邦政府広報，連邦労働社会省ウェブサイト
フランス: 労働省ウェブサイト等

	オランダ	ベルギー	ギリシャ	スペイン	ポルトガル	韓国
最低賃金額	1,507.80/月 347.95/週 69.59/日 (通貨:ユーロ) (2015年7月～、 上記金額は23歳 ～公的年金受 給年齢の者)	1,501.82 ユーロ/月 (2013年1月 ～、上記金額 は21歳以上の フルタイム労働者)	683.76 ユーロ/月 (2012年7月 以降据え置き)	756.70 ユーロ/月 (2015年1月 ～)	589.17 ユーロ/月 (2015年1月 ～)	6,030ウォン/ 時間 (2016年1月 ～)
改定	年2回(1月1日 及び7月1日)改 定。最賃額改定 は原則、協約賃 金の平均上昇率 を反映させてい る。	通常2年に1度 の中央協定に より改定(法的 拘束力のある 中央協定)。 その間も消費 者物価の上昇 により改定。	通常2年に1度 中央協定によ り改定(法的 拘束力のある 中央協定)。 だが経済情勢 の悪化によっ て2012年7月 にそれまでの 876.62ユーロ から683.76 ユーロに引き 下げられ、以 降据え置かれ ている。	基本的に毎年 労使との協議 を経て物価動 向、経済状況 を勘案し政令 によって改 定。なお、一 般的にはより 高い水準の職 種ごとの最低 賃金が労働協 約により定め られている。	政労使によら る経済社会 委員会の意 見を聴いた 後、物価動 向、経済状 況に応じて 政府が法令 により改定。	毎年政労使か らなる最低賃 金委員会の審 議・議決を経 て労働部長官 が決定(毎年8 月5日までに 労働部長官が 審議会の答申 を受けて決 定)。適用時期 は毎年1月1 日。
影響率等	全雇用者の4% (2005年)			全雇用者の1 ～3% (2005年末)	フルタイム雇 用者の4.0% (2005年末)	全体の18.2% (342万人)
適用除外・減額措置	雇用契約の下で 働く全雇用者に 適用。1992年か ら週13時間未満 労働のパートタ イム労働者にも 適用。 若年者の減額率 22歳:15%減 21歳:27.5%減 20歳:38.5%減 19歳:47.5%減 18歳:54.5%減 17歳:60.5%減 16歳:65.5%減 15歳:70%減	公共部門の雇 用者、見習労働 者、訓練生は 適用除外。 若年者の減額 率 20歳:6%減 19歳:12%減 18歳:18%減 17歳:24%減 16歳以下: 30%減	民間企業雇 用者のみに適 用。 公共部門は政 府によって別 途賃金水準が 決められる。 減額措置はな し。	訓練生は10～ 30%減。 若年者に対す る減額措置は なし。	軍人は適用 除外。 18歳以下は 25%減。 このほか家事 労働者、 障害者、見 習労働者も 減額される。	同居する親族 のみを使用す る事業及び家 事使用人、精 神又は身体の 障害により労働 能力が著しく 低い者、そ の他最賃適用 が適当でない と認められる 者は適用外。 修習使用期 間中は最賃額 の90%適用 の減額措置あり (1年未満の契 約労働者除 く)。
労働協約 拡張適用 制度	あり	あり	あり	あり	あり	—

資料出所 オランダ:社会問題雇用省, ベルギー:社会対話省, ギリシャ:労働社会保障省, スペイン:労働移民省, ポルトガル:労働社会連帯省, 韓国:雇用労働部, 最低賃金委員会, 各ウェブサ
イト

	インド	ベトナム	ミャンマー	ラオス	カンボジア
最低賃金額	353.00ルピー／日(デリー・未熟練労働者, 2015年10月～) 292.31ルピー／日(ハリヤナ州・未熟練労働者, 2015年11月～)	3,500,000ドン／月(第1地域:ハノイ, ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域, 2016年1月～)	3,600チャット／日(全国一律, 2015年9月～)	90万キープ／月(全国一律, 2015年4月～)	140ドル／月(全国一律, 衣料・はき物製造業の工場労働者が対象, 2016年1月～)
改定	全国一律(中央政府:52職種)と地域別(28州・7中央直轄領等:1,754職種)の最賃あり(2013年)。審議会方式と公示方式のいずれかにより決定。審議会方式では中央政府又は州政府に政労使三者構成の公正賃金委員会が設置され、審問が行われた後に答申、この答申に基づき政府が決定する。5年を超えない期間ごとに見直し。	民間企業に適用される地域別最低賃金は、政労使三者構成の国家賃金評議会が改定案を政府に提出、政府はこれを参考に改定額を決め政令で交付。地域は経済発展の状況に応じて4地域に分けている。改定は原則年1回。経済情勢により例外あり。公共部門には別途「一般最低賃金」が定められている。	政府(閣僚級)や産業別労働者・使用者などで構成される最低賃金策定に関わる国家委員会により決定。2013年に最低賃金法が制定され、15年6月に初めて最賃額が決定した。	労働社会福祉省、ラオス労働組合連合、ラオス商工会議所の三者で構成される諮問委員会により決定。改定時期は不定期だが従来は3～4年に1度。	政府、使用者、労働者の代表28名から成る労働・職業訓練省労働諮問委員会により決定。
適用除外・減額措置	全ての施設に適用されるものではなく、最低賃金法別紙において特定された産業施設およびその後に通達によって追加された産業施設における労働者が対象となる。	規定なし	15人未満の零細企業。本採用以前の技術研修期間の労働者、技術研修期間終了後の試用期間の労働者。経済特区(SEZ)内について特例条項あり。	国際機関や大使館で就労する労働者。	衣料・はき物製造業の工場労働者が対象。試用期間の労働者は適用除外。

(注) 上記5か国における労働協約拡張適用制度はなし。

資料出所 中国: 人力資源・社会保障部, マレーシア: 首相府, 人的資源省, タイ: 労働省, インドネシア: 労働省, フィリピン: 労働雇用省, インド: 労働・雇用省, デリー政府直轄地, ハリヤナ州政府, ミャンマー: 労働・雇用・社会保障省, ラオス: 労働社会福祉省, カンボジア: 労働職業訓練省, ベトナム: 労働傷病社会省, 各ウェブサイト